

小論文

法文学部（人文学科 多元地域文化コース）

注意事項

- 一、「解答始め」の合図があるまでこの冊子は開かないこと。
- 二、この冊子は、表紙を除き八ページである。
- 三、「解答始め」の合図があつたら、まず、黒板等に掲示又は板書してある問題冊子・ページ数・解答用紙枚数・下書き用紙枚数が、自分に配付された数と合っているか確認し、もし数が合わない場合は手を高く挙げ申し出ること。次に、受験番号・氏名を必ず解答用紙の指定された箇所に記入してから、解答を始めること。
- 四、解答は、必ず解答用紙の指定された箇所に縦書きで記入すること。

次の文章を読んで設問に答えなさい。

最近のことである。小学校の四年生以上の授業で、こんなことが教えられている。

ひとが作った文章や絵を、勝手に真似したり写したりしてはいけません。音楽CDの中身をみだりにコピーしてもいけません。どんな作品にも著作権というものがあって、それを作ったひとに断りなく真似やコピーをしてはいけません。

図工の時間に、ある児童が行き詰まってしまった。いいアイデアが、どうしても浮かばないのだ。先生は「お友だちが作っているものをみて、参考にしてごらん」という。そこで、図工の得意な子が何を作っているかをみにいったら、こういわれた。「ぼくはまねをすると、著作権のしんがいになるよ。」

小泉純一郎が「知財立国」をいいはじめたところから、小学校で著作権を教えることが盛んになってきた。文部科学省や文化庁がその音頭を取っているのだ。図工の時間の話は、まだ小学生だった息子から聞いた本当にあった話だ。著作権を強くしたいひとたちにとっては、これが理想的な教育なのだろうか。

だけど、何か心にひっかかるものはないだろうか？ 著作権というものは、特定のひとの利益を守るために人工的に作られた権利で、とても功利的なものでもある。そんなものを主張しろと、子どもたちに教えていいのだろうか。子どもたちにまず教えるべきことは、困っている友だちに手を差し延べること、お互いに協力し影響し合うこと、そうした助け合いからよい作品、よい人間関係、そしてよい社会を作っていくことではないのか？ そんな問題意識を、わたしはここ数年もちつづけている。

著作権は英語でコピーライトという。歴史的な成り立ちを考えると、日本で著作権といっているものと、英語のコピーライトとは別のものののだが、どちらもいまのコンテンツ産業を成り立たせている基本的な権利であることにはかわりはない。この「おわり

に」では乱暴を承知で、コピーライトと著作権を区別しないで使うことにする。

少し意外かもしれない例をあげよう。いまの日本の著作権法では、こんなことをするとおそらく犯罪になってしまう。

- ・レンタル店から借りたDVDから自分用のコピーを作る。
- ・図書館から借りた本をまるまる一冊コピーする。
- ・「多数」のひとが集まった誕生日パーティーで「ハッピー・バースデー」の歌をうたう。
- ・音楽CDから好きな曲を抜き出して、マイCDを作って「多数」のひとに配る。
- ・好きなマンガのキャラクターを使って自分のマンガを作り、同人誌即売会に出す。
- ・インターネットの自分のホームページに、アニメのキャラクターや市販のCDからの音楽を載せる。
- ・テレビから録画した番組やCMを、インターネットに流す。
- ・発表されたばかりの、外国の小説や映画のセリフを自分で翻訳してネットで公開する。

どうだろう。これらのすべてについて「それは絶対によくないことだ」と思うだろうか？ 「ハッピー・バースデー」の曲については、説明があるだろう。誕生日に「ハッピー・バースデー・トゥー・ユー」と歌うのは、日本を含めて英語が広まった国々に共通の文化といってもいいくらいなのだが、これにも所有権がある。実はこの曲のコピーライトは、AOL／タイムワナー社がもっていて、二〇三〇年にならないと権利切れにならない。だから許可なく「多数」のひとのまえで、この曲を歌ってはいけないのだ。ちなみに、何人以上が「多数」なのかの定義はない。

さて、その著作権あるいはコピーライトは、どのくらいのあいだつづくのだろうか。いまの日本の著作権法では、実名で公表された作品は著作者の死後五〇年、団体名義の作品ならば公表後五〇年、映画ならば公表後七〇年になっている。特許は出願してか

ら二〇年しか守られないのと比べると、その長さがきわだつ。

日本の著作権は、もともとこれほど長くは守られていなかった。一八九九年の旧著作権法では著作者の死後三〇年で、写真は発行後一〇年だった。一九七〇年にできたいまの法律で死後五〇年に延ばされた。映画と写真の保護期間も延ばされたが、これらは死後五〇年ではなく、公表後五〇年とやや短かった。それに対して写真家の団体が著作権を延ばすことを求め、一九九六年の法改正で写真もまた死後五〇年、守られることになった。二〇〇四年には映画もまた、公表後五〇年から七〇年へと延ばされた。延長の背景にはもちろん、映画産業からの要請があった。

映画の著作権の延長は、保護期間を「国際水準」に近づけようというかけ声のもとに行われた。アメリカでは映画は公表後九五年も保護されているのに、日本がたったの五〇年なのは日本の「後進性」のあらわれだと、映画産業は主張していた。裏事情をいえば、公表後五〇年のままだと、日本映画の黄金期の作品がつつぎと権利切れになる——そうなると困るひとたちが働きかけて延ばされたのだ。

小津安二郎（一九〇三—一九六三）の「東京物語」（一九五三）は、二〇〇三年に著作権が切れた。二〇〇四年に保護期間が延びたおかげで、黒澤明（一九一〇—一九八）の「七人の侍」（一九五四）や本多猪四郎（一九一一—一九三）の「ゴジラ」（一九五四）は、二〇二四年まで守られることになった。

日本での映画の保護期間を延ばせと強く求めたのはアメリカ政府で、延長でいちばん恩恵を受けたのは、ハリウッドだといわれている。デイズニー映画でいうと、「シンデレラ」（一九五〇）、「ふしぎの国のアリス」（一九五一）、「ピーター・パン」（一九五三）は、二〇〇三年に日本で著作権切れになっていたし、そのまま「わんわん物語」（一九五五）、「眠れる森の美女」（一九五九）、「一〇一匹わんちゃん」（一九六二）といった作品の権利が、つつぎと切れていくはずだった。

著作権やコピーライトが切れると、どういうことが起こるのだろうか？ まず、複製が自由になるので、誰でもコピーを売ったり配ったりできるようになる。まだ収益をあげている作品がそんなことになる、映画会社は困る。

消費者にとってはどうだろうか？ 二〇〇〇年を過ぎたころから、著作権切れになった映画が一枚五〇〇円くらいの格安DVD

になって売られるようになった。古いディズニー映画も、権利が切れた公有作品——「パブリック・ドメイン」だと銘打って、ディズニー以外の会社が安く売っている。そのおかげで、なかなかみる機会がなかった過去の名作もみられるようになった。業界にとっても、権利切れ映画の格安DVDという、あらたな市場が生まれている。とにかく値段が安いので、若いひとたちでもじゅうぶん買える。

「ローマの休日」(一九五三)、「シェーン」(一九五三)は、二〇〇三年に権利切れを迎えて、格安DVDになってあらたなファンを得た。「ローマの休日」などはテレビCMのワンシーンとして再創造され、主演のオードリー・ヘプバーン(一九二九—一九九三)の尊敬すべき生涯に関心をもつひとも増えている。

アメリカでは、コピーライトの保護期間は何度も延ばされてきた。一七九〇年の最初の連邦コピーライト法では、登記の日から長くて二八年しか守られていなかった。それが一八三一年には最長で四二年に、一九〇九年には五六年になった。

ミッキーマウスの初出は、一九二八年の映画「蒸気船ウィリー」である。このときのコピーライト法では長くて五六年の保護だったので、ミッキーマウスのコピーライトは一九八四年に切れるはずだった。ところが一九七六年に法改正があり、一般の著作物は死後五〇年、法人著作物の場合は公開後七五年になった。そのおかげで、ミッキーマウスのコピーライト切れは、二〇〇三年にまで延びた。

ところが、一九九八年の「コピーライト保護期間延長法」で、一般の著作物は死後七〇年、法人著作物は公開から九五年も権利がつづくことになった。その結果、ミッキーマウスのコピーライトは、二〇二三年まで延命された。このように、ミッキーマウスの権利が切れそうになるたびに期間が延ばされてきたので、アメリカのコピーライト法は「ミッキーマウス保護法」だともいわれている。実際のところ、ディズニー社にとってコピーライト切れは深刻な問題だ。ディズニー社から議会に、延長を求める働きかけがかなりあったというウワサも、信ぴょう性が高い。

著作権やコピーライトの保護期間を過ぎた作品は、いくらコピーしようとかまわない。それを積極的に活用して、文化に貢献し

ているひとつともいる。「青空文庫」というウェブサイトでは、著作権が切れた古典的な文学作品が公開されている。日本文学のデジタル・アーカイブスとして、たいへん有意義で貴重なサイトである。英語のものでは、「プロジェクト・グーテンベルク」が有名だ。これらのサイトを利用すれば、わたしたちが共有できる作品を無料で読むことができる。こういったサービスは、本来ならば公的な資金でまかなわれるべきものだと思うのだが、「青空文庫」も「プロジェクト・グーテンベルク」も、すべてボランティアに支えられている。ボランティアのひとつの努力と、著作権やコピーライトはいつか切れるというルールがなければ、これらの活動は成り立たない。

こうしたアンチテーゼがある一方で、日本の著作権の保護期間を、もっと延ばそうという根強い声が、著作権者の側にはある。延長に賛成する立場のひとたちは、こんなことをいつている。

- ・ 作品が永く評価されたら創作の意欲がわく。作品に込めた作者の思いは永遠である。
- ・ 死後五〇年だと、作者の妻子がまだ生きていることがあり、権利が切れると彼女たちの生活がおびやかされる。
- ・ 先進国のなかで、日本の保護期間は短い。国際協調すべきだ。

こういった意見に対して、延長に反対のひとたちは、こう反論している。

- ・ 死後五〇年の保護がさらに延ばされたとして、本当にそれで創作の意欲がわくのか。期間を延ばすことは、むしろ作品流通の害になる。
- ・ 死後五〇年たっても、さらなる権利収入が遺族には必要なのか。
- ・ 国際的に比較すれば日本の保護期間は短くはない。延長は世界の大勢ではなく、条約上も延ばす義務はない。

意見はこれらだけではないが、ロマン主義的な「作者」概念に頼って情に訴える意見が、賛成派に多いようだ。わたしは情に弱いタイプなので、こういう意見には心を打たれる。しかし、冷静に考えてみればおかしいことも感じる。延長賛成派の議論には、著作権ビジネスの鍵を握る者の姿がみえてこないのだ。その鍵を握る者とは、コンテンツ流通産業のことである。

著作権が延びていちばん得をするのは、著作者ではなく著作権者であり、著作物を流通させて利益を得ている会社である。コンテンツ流通産業は、情に訴える主張を著作者たちにさせて、それを利用している。皮肉なことに、著作者たちはコンテンツ流通産業から搾取されながら、その産業の利益構造を守るために担ぎ出されているのだ。創作のインセンティブを高めるためには、保護期間を延ばすことよりも、印税率を上げることが著作者は要求すべきだ。保護期間延長を求める著作者たちのあいだから、そうした声がまったく聞こえてこないのは、彼らがコンテンツ流通産業の代弁者に過ぎないことの、何よりの証拠だろう。

著作権への関心が高まり、その延長がとりざたされる背景には、日本のコンテンツ、とくにマンガ・アニメなどの人気が海外で高まったことがある。日本はこれからマンガ・アニメで立国していくのだ、そのためには権利をしつかりと守っていかなければならない——こういう思惑が産業界だけでなく首相官邸あたりにもあり、それが知財保護のためのさまざまな施策にもつながっている。

国際的なコンテンツ流通にとって当面の問題は、アジアでの日本製コンテンツの「海賊版」である。アニメやドラマ、映画の「海賊版」がアジアで幅広く流通していて、それが日本の産業に被害をもたらしているというのだ。だが「海賊版」は、本当に政府や産業界がどのような被害をもたらしているのだろうか？

コピーライトや著作権という仕組みは、コピーを禁止してコンテンツを稀少なものにし、それを価値の源にしようという考えから成り立っている。しかし、インターネットが登場し、コンテンツ流通に革命的な変化が起きている時代ならば、それとはまったく異なる方法で、価値を生み出すことができるはずだ。そうした新しい価値の源は、稀少性ではなく拡散性にあるとわたしは考えている。

日本のマンガ・アニメは、拡散性が価値を生み出した好例である。コンテンツの拡散が、いかに多くの表現者・支持者を生み出しているかは、世界が瞠^{どろ}目する巨大イベントのコミック・マーケット(コミケ)へ行けばよくわかる。コミケには毎回三万サークル以上が同人誌を出品し、三日間で五〇万人を超える一般参加者が訪れている。これほどの動員力をもつ室内イベントは、おそらく世界でほかに例がないだろう。そしてそのコミケで売買されている同人誌のほとんどは、既存のマンガ・アニメのパロディないしは翻案である。コミケでは、図像がほとんど無秩序に拡散している。そこで売られている作品は、風俗を乱すものだという異論もある。しかし、それが多くのひとびとを引きつけ、新たな価値を生み出していることは、五〇万人という数字が証明している。

日本のアニメが欧米に広がったプロセスもまた、拡散性が生み出す価値を証明している。現地のファンによる無断コピー、無断上映など、あまたの著作権侵害がなくては、欧米でのいまの日本製アニメの人気はありえなかった。その具体例をあげよう。アニメの表現に精通したファンが無断でつける翻訳字幕を「ファンサブ」という。好きな連中がやっているだけに、翻訳の精度の高いものが多い。日本でアニメが放映されると、録画された動画ファイルがすぐに外国へ送られ、ファンがオリジナルの字幕をつける。放送から最初の「ファンサブ」がついてそれがファンのウェブサイトにアップロードされるまで、一週間とかからない。「ファンサブ」自体は、家庭用ビデオが普及した一九八〇年代からあった。これは立派な著作権侵害なのだが、こうした「海賊」行為の積み重ねのうえに、欧米での日本製アニメの人氣が成り立っている。

つまり、「海賊版」はアジア、欧米を問わず、日本のポップカルチャーを伝え広めた原動力であり、もっとも重要な流通インフラなのだ。そして「海賊版」を「海賊版」たらしめている理由が、コピーライトや著作権にある。ひとと情報が国境を越えることが多くなれば、文化もまた国の枠を越えて「にじみ出るように」広がる。権利の保護が長ければ長いほど、「にじみ出た」コンテンツが「海賊版」になってしまいがちになる。

「海賊版」の効用は、第一にそれによって市場が形成されること、第二に価格が安いので若いファンが生まれること、第三にそのファンのなかからあらたな創作がはじまることである。「海賊版」を非難することはたやすい。しかし、それを違法だ、不道德だと片づけてしまったのは、この複雑怪奇な文化のダイナミズムがみえなくなってしまう。

〔出典〕『海賊版』の思想 18世紀英国の永久コピーライト闘争』山田 奨治著、みすず書房、二〇〇七年

※出題にあたり原文の一部を改変し、常用漢字表を参照して一部にルビを加えた。

設問一 本文の内容を四〇〇字以内で要約しなさい。ただし、句読点および改行のために生じる空白も解答文の字数に含む。

設問二 著者の主張を踏まえつつ、「著作権」についてあなたの考えを六〇〇字程度で述べなさい。ただし、句読点および改行のために生じる空白も解答文の字数に含む。(解答欄は七〇〇字)

